平成 18 年5月 25 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　角川ホールディングス
代表者名　代表取締役社長兼 COO　　本間 明生
（コード番号９４７７　東証第一部）
問合せ先　財務統括マネジャー　　谷口　常雄
（TEL.０３－３２３８－８７１０）

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社及び当社子会社、関連会社(以下、グループ会社という)の役職員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「角川憲章」、「コンプライアンス規程」を制定し、その中で行動規範と行動基準を定める。
② コンプライアンスを統括する機関として、社長を委員長とし、社外役員、監査室長等で構成する「監理委員会」を設置し、当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスの徹底を図る。
③ 役職員が、社内でコンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けることがないことを保証したうえで通報することを義務づけ、受付窓口として「コンプライアンス相談窓口」(監査室、法務・総務室、顧問弁護士)を設けて、適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 役職員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書、保存期間を定め、統括マネジャーを文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行う。
② 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 役職員は、職務の執行に伴うリスクの識別および評価を通じて、職務執行に際して、社内規程に基づき付与された権限の範囲内で、個々のリスクの管理を行う。
② 監理委員会は、全社的及び組織横断的なリスクを分析・評価のうえ、適宜必要な報告を社長に行う。
③ 不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
④ 監査室は、「内部監査規程」及び関連する個別規程に基づき、業務監査、会計監査、システム監査を実施し、リスク管理を含む内部統制の整備状況を検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。また、経営戦略や業務執行の重要事項を審議するグループ経営会議及びドメイン経営会議を設置し、定期的に開催する。
② 経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、業績管理を行う。
③ 業務執行に際しては、取締役会規則、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき、業務分掌、決裁権限及び権限委譲を明確にし、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における重要な意思決定のルールや、親会社への業務執行状況及び重要事項の報告の要領を定めた「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社各社の業務執行状況等について、取締役会で報告を受ける。
② グループ会社は、自社の特性を踏まえ、それぞれが自主的に内部統制システムを構築、運営、整備するが、各社の内部統制の状況について、親会社監査室が内部監査を実施し、その有効性と妥当性を検証する。
③ 親会社の監査役は、グループ会社の監査役を兼任する体制をとり、親会社監査役として、また同時にグループ会社監査役として、企業集団全体の業務執行を監査し、業務の適正を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要とするものとする。
② 監査役スタッフを置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び社員は、取締役会に付議する重要な案件と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、内部監査の結果、「コンプライアンス相談窓口」への通報状況について、監査役会に報告、もしくは監査役の出席する会議において報告するものとする。
② 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行わなければならない。
③ 上記に拘らず、監査役は必要に応じ、取締役、社員に報告を求めることができる。
④ 代表取締役と監査役は定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
⑤ 監査役は、業務の適正を確保するうえで必要な業務執行の会議に出席することができる。
⑥ 監査役会が必要とする場合は、外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受けることができる。

以　上